

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第172条の2	要介護旧措置入所者の負担限度額	介護保険課

- 1 審査基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第172条の2に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、30日とする。